



学校だより 逢う地

お・・・思いやりのある学校
う・・・美しさに満ちた学校
ち・・・力を伸ばす学校

希望と目標を持ち、自立の基礎を身につけた生徒の育成

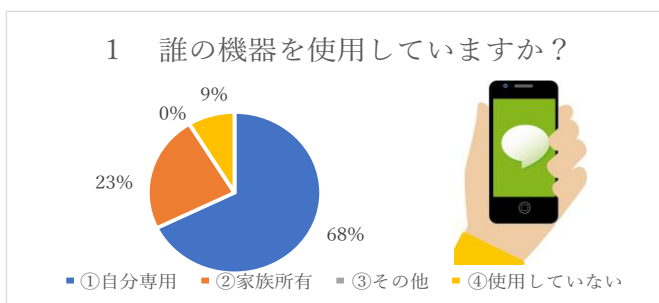
唐津市立相知中学校

R元. 12. 13. 第 19 号 文責：江川俊之

相知中生の SNS 等事情

今年度佐賀県中学校生徒指導連盟が県内の全中学生（1～3年）を対象に SNS 利用等に関するアンケート調査を実施しました。県全体と本校の集約結果が届きました。

①全県下で 70%の中学生が自分専用のネット通信可能な機器（以下機器）を使用しています。本校もほぼ同じ割合でした。②そのうち



小学校時点ですでに使用していたのは 70%です。本校では 50%でした。③平日機器を 3 時間以上使用しているのは 20%。本校では 25%でした。④機器使用で何らかのトラブルにあったのは 15%、本校では 10%でした。本校でのトラブル内容は、友人間悪口やグループ外し、迷惑メール等でした。⑤自分が使用している危機にフィルタリング機能や保護者による使用制限等が設定されているとはっきりと認識している生徒は 35%、本校では 30%でした。⑥機器使用について家庭内のルールがないと答えたのは 10%、本校では 20%でした。

多くの生徒が早い段階からネットで SNS やゲームを利用しています。しかも長時間。ネット依存の危機が迫っているといっても過言ではない状態です。ネット依存では次の弊害が指摘されています。

①健康被害 ②学習能力・運動能力の低下 ③注意力低下による事故・負傷など ④コミュニケーションのトラブル ⑤金銭のトラブル ⑥犯罪加害・被害に関するトラブル等。私がこれまでに実際に対応した事案として以下のようなことがありました。

事案 1 依存症 1 日 17 時間のスマホ操作

中学 2 年時より不登校。ごくたまに別室登校。日常生活について話をすると 1 日 17 時間スマホをいじっているとのこと。寝るとき以外はスマホを離さず状態。昼夜逆転。改善できず、高校は受験せず、アルバイト。

事案 2 他校とのつながり イオンに中学生約 100 人

中学校の卒業式後、スマホを通して連絡を取り合い、異装（特攻服・短ラン等）の中学生が 100 人ほどイオンに集合。駐車場等にたむろして、警察が出動、指導を受けた。

事案 3 損害賠償 当然の指導にもかかわらず損害賠償請求

スマホを校内に持ち込み、音楽をわざと大音量で流す。駆けつけた教員が静止しようとスマホを取り上げようとした際にスマホが落下。その時のキズかどうかは不明であるが、所持した生徒は損害賠償を請求。弁護士に相談したが、修理代支払いの義務はあるとのことで、学校側が修理代を支払った。

できれば少なくとも中学生までは機器は持たせる必要はないと思います。所持させている場合は、何らかの使用制限や家庭内のルールを必ず設けてください。ルールの作り方の例を紹介します。



ルールづくりを！

- ①**所有者**…保護者が代金を支払っている保護者所有のものであることを明確にする。
- ②**パスワード**…保護者所有のものであるからパスワードは必ず知っておく。同様に「居間で使う」なども有効なルールです。
- ③**利用時間**…学校のある日は午後〇時まで、学校のない日は午後〇時まで。それ以降は居間の充電器に差して電源を切るなど。
- ④**学校での作法**…学校へは持って行かないこと。
- ⑤**使ってはいけない使い方**…閲覧禁止サイト、個人情報保護、他者への配慮、課金に対してなど子どもと一緒に考えることも大切です。
- ⑥**公共の場のマナー**…公共の場では電源を切るかマナーモードにすること。
- ⑦**使わない選択肢もある**…依存してしまわないように、「使わない」時間を定期的に持つ。その分、直接的な会話を楽しんだり、貴重な時間を確保する。
- ⑧**ルールを破った時**…一時預かり、解約など。保護者所有のものである以上。最終的な権限は保護者にあることを常に明確にしておく。